

【案 件 の 概 要】

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を定めることについて（案）

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第10条第1項）

- ・ 現行において、捕獲等をしている狩猟鳥獣について、規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、捕獲等を禁止する期間を延長する。
- ・ 九州地方のツキノワグマは絶滅したと評価されているため、捕獲等を禁止する区域から九州地方を削除する。
- ・ チョウセンイタチのうち、長崎県対馬市の個体群については、環境省レッドリストでは NT、長崎県レッドデータブックでは LP とされているため、新たに捕獲等を禁止する。

< 現行 >

ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌について捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域は全国(ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日

ヒヨドリについて捕獲等の禁止

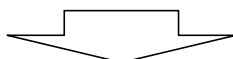
- ・ 禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日

ツキノワグマについて捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日

シマリスについて捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域は北海道
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日



< 改正案 >

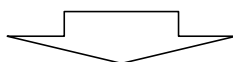
<p>ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌について捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 禁止する区域は全国(ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日
<p>ヒヨドリについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日
<p>ツキノワグマについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日
<p>シマリスについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 禁止する区域は北海道・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日
<p>チョウセンイタチについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・ 禁止する区域は長崎県対馬市・ 禁止期間は平成29年9月15日から平成34年9月14日

対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し(規則第10条第2項)

- ・ 現行において、捕獲等を制限しているニホンジカについて、指定管理鳥獣に指定されたことや、積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除する。

< 現行 >

<p><u>ニホンジカについて捕獲等の制限</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>捕獲等の数の一日当たりの上限は一頭</u>



< 改正案 >

<p><u>— (削除)</u></p>

対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止の見直し（規則第10条第3項）

- ・現行において、禁止する猟法としている弓矢について、狩猟期間中の矢ガモ事件やクロスボウ（ボーガン）による負傷個体の懸念があることから、「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制を明確化する。

< 現行 >

弓矢を使用する方法



< 改正案 >

矢を使用する方法

狩猟鳥獣の指定の見直し（法律第2条）

- ・長崎県対馬市以外の地域では外来種であること、体サイズから非狩猟鳥獣であるイタチ（メス）と判別することが可能であると考えられることから、「オスに限る」を削除し、チョウセンイタチが雌雄ともに狩猟鳥獣となる。

< 現行 >

チョウセンイタチ（オスに限る）



< 改正案 >

チョウセンイタチ